市会議案第１号

吹田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成３１年３月５日提出

吹田市議会議員　　足立　将一

同　　後藤　恭平

同　　石川　　勝

吹田市条例第　　号

吹田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成２４年吹田市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

各号を次のように改める。

⑴　吹田市自治基本条例（平成１８年吹田市条例第３４号）第２５条第１項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更（担当組織の変更並びに法令又は条例の制定又は改廃に伴い必要となる規定の整理及び法令、条例、規則等の制定又は改廃に伴い必要となる形式的な変更を除く。以下同じ。）又は廃止に関すること。

⑵　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条第１項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定、変更又は廃止に関すること。

⑶　吹田市環境基本条例（平成９年吹田市条例第５号）第８条第１項に規定する環境基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（提案理由）

本市議会の議決すべき事件について、追加する必要があるため、提案するものです。

市会議案第１号参考資料

吹田市議会の議決すべき事件に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 ⑴　基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止に関すること。 ⑵　基本計画（基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。）の策定、変更又は廃止に関すること。	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 ⑴　吹田市自治基本条例（平成１８年吹田市条例第３４号）第２５条第１項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更（担当組織の変更並びに法令又は条例の制定又は改廃に伴い必要となる規定の整理及び法令、条例、規則等の制定又は改廃に伴い必要となる形式的な変更を除く。以下同じ。）又は廃止に関すること。 ⑵　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条第１項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定、変更又は廃止に関すること。 ⑶　吹田市環境基本条例（平成９年吹田市条例第５号）第８条第１項に規定する環境基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。